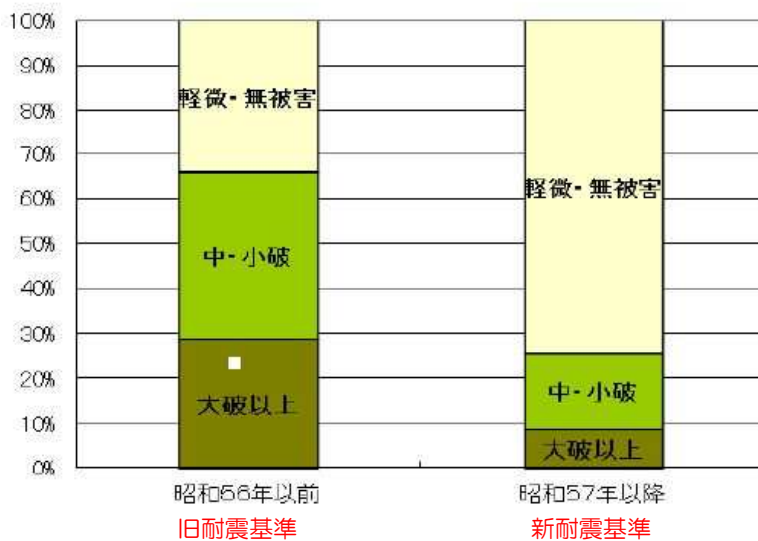


自助・・・自らの命は自ら守る！

建物の耐震化については、建築基準法が昭和 56 年（1981 年）に改正され、現在の基準では「震度 6 強以上でも倒壊しない」とされています。しかしながら、平成 28 年熊本地震では、震度 7 が 2 回も襲ったため、新耐震基準の住宅でも倒壊家屋が発生しました。耐震基準は最低ラインの基準であり、地盤や地震の発生場所（震源や震源からの距離など）の条件により、被害の状況も大きく分かります。

建築年別の被害状況（建築物）



平成 7 年阪神淡路大震災建築震災調査委員会中間報告から

耐震化については、多額の費用もかかりなかなか進んでいないのが現状で、[下呂市耐震改修促進計画](#)に記載されている下呂市における「耐震化されている住宅」は、推計で 64%となっています。これを受け、市では国、県の方針に基づき、平成 32 年度までに耐震化率 95%を目標としています。

下呂市では[木造住宅耐震化のための助成制度](#)を設けています。また、木造住宅については、無料で耐震診断を受けることもできます。すぐに耐震化工事が困難でも、ご自宅のどの部屋の危険が高く、どの部屋が比較的安全か知ること、様々な対策を講ずることができます。

最近では、「[耐震シェルター](#)」といった考え方もあります。これを機会に耐震化について考えてみましょう。

耐震化に関するお問い合わせは、下呂市役所建築課 52-2000（内線 218）までお願いいたします。

次回は、阿寺断層の長期評価についてお知らせいたします。

下呂市総務部防災情報課



平成 19 年（2007 年）新潟県中越沖地震
災害写真データベース から